



人権方針

当社は、創業以来受け継がれてきたチャレンジする精神を礎に、豊かな生活、幸せを支える企業としての社会的使命を果たすべく、事業活動から影響を受けるすべての人々の人権尊重の責任を果たしていくことを目的として、「人権方針」（以下、「本方針」）をここに定めます。

1. 人権に関する考え方

当社は、事業活動を行っていくうえで、人権の尊重が基本であり、出生、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、性別、性自認、年齢、各種障がい、学歴、言語、経済的背景、政治的見解などのいかなる事由に関わらず、国際的に認められたすべての人権を尊重します。

2. 適用範囲

当社は、本方針をすべての役員および従業員に適用します。

また、すべてのステークホルダーに対しても、本方針を理解し、支持いただくことを期待するとともに、遵守いただくよう継続的な働きかけを行います。

3. 基盤となる原則

当社は、国際的に認められている「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重し、事業活動を行います。事業活動を行う全ての国・地域において自らの業務に関する法令を遵守するとともに、各国・地域の法令等と国際規範との間に矛盾が生じる場合には、国際的に承認された人権を尊重する方法を追求します。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した継続的な人権デュー・ディリジェンスの重要性を認識し、事業活動が人権への負の影響を引き起こしている、あるいは取引関係等を通じた関与が明らかになった場合は、それらの負の影響を特定し、その防止および軽減を図るよう努め、それらの効果の検証を実施します。

5. 教育・周知

当社は、すべての役員および従業員に対して、本方針の実践に必要な教育を行うとともに、継続して関連するステークホルダーへの人権課題への理解に努めます。

6. 情報開示

当社は、本方針に基づく人権尊重に関する取り組みについて、ウェブサイト等を通じて定期的な情報提供に努めます。

本方針は、ステラケミファ株式会社のサステナビリティ委員会にて策定され、取締役会において承認されています。

制定：2024年3月27日